

質問事項	回答
建物の荷重条件、振動性能(研究室床など)に特別な指定があればご指示ください。	4年制大学の機能を満たすように応募者側で想定して下さい。
公開講座を行う予定の室名(講堂以外)をご指示ください。	原則として講堂以外は想定しておりません。
各部門ごとの諸室の同時使用率についてのご回答で時間割については現在ご検討中とのことですが、ご検討結果はいついただけますか。	本プロポーザル実施期間中にはご提示できない見込みです。
「LANや高度情報化の容量に関する方針等ご提示いただけないでしょうか。」の問に対して、検討中とのことですが、ご検討結果はいついただけますか。	設計段階の早い時期までにはお示しする予定です。
総床面積40,000㎡の定義として建築基準法における延床面積でしょうか? 例えばアトリウムとした場合又は、分棟で棟々間を結ぶための屋根(トップライト等)を架けた場合、ピロティ等、外的要素と思われる部分について、仮に建築基準法の床面積に含まれても、今回の40,000㎡の対象外としてよろしいでしょうか。	ピロティ等で建築基準法上、床面積に算入されるものについては、総面積に含まれます。

③維持管理

水光熱費の算出に必要な年間の施設使用時間帯等は、提案者側で任意に設定し、算出してよいか。	水光熱費に限り、次の仮定により算出して下さい。 施設稼働時間 8:30~20:30 年間登校日数 1月20日間、2月20日間、3月6日間、4月20日間、5月25日間、6月25日間、7月25日間、8月6日間、9月6日間、10月25日間、11月25日間、12月20日間
建物保守管理、設備管理の中で機能維持管理のための修繕費込みとなっているが、消耗品の扱いはどうするのか(例:蛍光灯等の管球類、電設資材類、衛生器具類)。また、長期計画で見込む修繕費と管理費の中で見込む修繕費の具体的区分は。	建築保全業務共通仕様書(建設大臣官房官庁営繕部監修)で支給品と区分されているものについては「維持管理業務に関する付属契約」において単価契約を行い、年度末に精算いたします。その他の消耗品などはそれぞれの維持管理業務において計上してください。 維持管理業務のうち、建物保守管理及び設備保守管理の修繕(経常的修繕及び臨時的修繕ともに)に係る部分については、様式31には記載せず、様式32の長期修繕計画書にのみ記載してください。なお、毎年一定額を要する経費(経常的に係る修繕経費)については、その他の欄を使用するなどして記載してください。
維持管理業務に伴う業務用備品の負担は、県か、それとも事業者か。	維持管理業務に伴う業務用備品は民間事業者の負担になります。ただし、建物保全業務共通仕様書で支給品と区分されているものについては「維持管理業務に関する付属契約」において単価契約を行い、年度末に実費精算いたします。その他の消耗品などはそれぞれの維持管理業務において計上して下さい。いずれの場合も事業者の負担とします。
清掃業務に廃棄物処理業務を含むのか	含みません。
電気需要設備等の主任技術者に関わる費用は、本事業費の中で考慮すべきか。	本事業費の中で考慮してください。

質問事項	回答
一般的に竣工後20年程度で大規模な設備機器の交換工事があるが、この交換工事は別途と考えてよいか。	長期修繕計画に反映させてください。
時代と共に社会的要求が高まり、より高い性能が求められることも考えられるが、その際の性能向上を行うための改修工事は別途と考えてよいか。	ご質問のとおりです。

④特定目的会社等の活用

「参加表明時に「特定目的会社設立予定なし」と書いておいて、事業者に選定された後、特定目的会社方式を採用することは可能か。…」との質問に対し、「提案書提出以降の変更は原則としてないものとして考えております。」との回答です。今回の回答書には、肝心な部分で“契約案で示します”“検討中です”等の表現が多いため、提案書提出時点で、事業スキームを確定するのは難しく、選定後に提示される契約案とその交渉により、事業スキームが変更となる可能性は高いと予想しておりますが、いかがでしょうか。	協議等による変更はあり得ます。
「事業全体について、神奈川県—SPC—金融機関というスキームは可能か。」との質問に対し、「SPCが金融機関から資金を調達するという意味であれば可能です。」との回答だった。県と事業会社との基本契約における地位の継承は認めないが、SPCが金融機関から資金を調達するためにおいては、割賦債権を譲渡担保することは認めるという意味と理解してよいか。	今回提案いただく事業会社、建設会社、設計会社等が出資し「特別目的会社(SPC)」を設立して事業を行うために金融機関から資金を調達し、運営していくことは可能であると考えています。また、県が事業会社と基本契約を締結し、その地位を後に設立されるSPCに継承させることは可能と考えています。
SPCの出資者に条件を加えるのであれば、その内容を伺いたい。	出資者となるにあたって、必ずしも参加表明が必要とは考えておりませんが、原則として、事業を実施するSPCを設立する場合には、応募者の構成員を主体とする出資により設立されると考えています。
事業主体は、海外のSPCや海外のSPCの日本支社・営業所、海外のSPCが出資する日本国内のSPCでも可能か。	出資者となるにあたって、必ずしも参加表明が必要とは考えておりませんが、原則として、事業を実施するSPCを設立する場合には、応募者の構成員を主体とする出資により設立される
SPCを設立する場合、その形態は株式会社、有限会社等のようなものでもかまわないと認識してよいか。	ご質問のとおりです。
スキーム上一定の効果を期待するために実際の事業会社(スポンサー)とは異なる主体が特別目的会社の出資者となることは可能か(例えば「慈善信託」を想定)	現在検討している出資者の条件をクリアしていれば可能です。

質問事項	回答
信託受益権を用いた債権譲渡スキームでは、特別目的会社(SPC)は登場しないが、そのようなファイナンスのスキームも可能ですか？	無条件ではありませんが可能です。

⑤県と事業者との責任分担

不可抗力の負担について県○(主分担)と事業者△(従分担)と訂正されましたが、○と△との違いについての基本的な考え方について説明してほしい。	不可抗力の負担については、双方の責に帰さない事由の場合の負担を想定しており、具体的な負担の考え方は、第1回質問回答書のとおり、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとします。
建設段階において地盤崩壊が発生した場合の修復、遅延等のコストを不可抗力として県が全額負担するのでしょうか。	事業者の責によるものは事業者の負担とし、地震等の不可抗力によるものは県が主分担となります。
建設段階に地震が発生した場合、①建築物、構築物、付属設備等の修復コスト、②工事遅延コスト、③地盤崩壊リスクの各リスクを不可抗力として県が主分担者として負担するのか。また、事業者が負担するとすればその割合はいくらか。	具体的な負担の考え方は、第1回質問回答書のとおり、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとします。
県に所有権移転後、不可抗力による建物の損壊、建物内での人身事故の責任は県の負担とありますが、修繕計画において不測の事態の発生により、修繕計画を見直した結果、コスト増になった場合、県は負担するのか。不可抗力の事故として地震、風水災の天災の他、結果としての火災、爆発、落雷を含むのか。	事業期間内に生じるおそれのある大規模地震などによる修繕は県の負担としますが、通常発生が予測される台風災害などによる修繕は事業者の負担とします。
建物引渡し後、事故・火災による施設の損傷リスクは県の負担となっているが、県側でリスクヘッジするために保険に加入するのか。	現在想定しておりません。
支払いの遅延・不能が起り得るケースについて現段階では想定していないとあるが、県が財政再建団体となるとき等にも支払遅延・不能となることはないかと認識してよいか。また、国と同じ見解と認識してよいか。県が財政再建団体となるときにも支払遅延・不能が起らないという根拠についてご教示願いたい。	ご質問のような状況下であっても、県の支払うべき債務の支払遅延・不能、及び制限が起こることはありません。当該地方公共団体は自治大臣の承認した計画のもとに財政再建を行うという意味で、国の管理下におかれることとなります。
県が財政再建団体となった場合、県が支払いを行うとあるが、財政再建団体となった場合でも、債務負担行為に基づく割賦払いは制限を受けないと認識してよいか。また、何らかの制限を受ける可能性があるとしても、制限を受ける可能性がないにしても、何らかの法的根拠があると思われるが、その法的根拠を伺いたい。	ご質問のような状況下であっても、県の支払うべき債務の支払遅延・不能、及び制限が起こることはありません。当該地方公共団体は自治大臣の承認した計画のもとに財政再建を行うという意味で、国の管理下におかれることとなります。
リスク負担については、契約の条文中に明記されるか。	ご質問のとおりです。

質問事項	回答
<p>「施設の設計・建設における履行保証保険について、付保することが望ましいと考えている。」と回答されておりますが、参考として、県の案件で履行保証保険を付保された事例等があれば、保険の具体的内容等についてお知らせ下さい。</p>	<p>公共工事標準請負契約約款における契約の保証などを参考にしてください。</p>
<p>現状地盤が地質推定断面図と大きく異なり、基礎の計画に変更が生じた場合はそのリスクを県が負担すると考えてよいか。</p>	<p>資料 設計建設条件(8)に記載のとおり、地層推定断面図は想定ですので、リスクは事業者の負担とします。</p>
<p>テトラポット、コンクリート片等の地中障害物による、設計変更、工事費増大等のリスクは県又は埋め立て事業者側で負担すると考えてよいか。また事業者側による負担の場合、地中障害物分布の詳細を教えてください。</p>	<p>募集要項及び資料 設計建設条件(8)に記載のとおり、事業者の負担とします。</p>
<p>質問回答書のp.21回答により「当該事業以外の全ての事業者に影響を…」の意味は理解できたが、一般の法令変更リスクを全て事業者負担(例:消防法の改正による防火設備の追加など)とするのは適切でないと思う。法令毎に定める(詳細は「契約案で提示される」として)という意味で、県と事業者とも〇にすべきではないか。</p>	<p>想定可能なものについては、契約交渉時に協議します。</p>
<p>「～議会承認が得られなかった場合、事業者の負担した設計費、その他経費の支払はどのように担保されるのか」の質問に改めて回答願いたい。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、基本契約の議会承認は不可欠であり、承認を前提としております。しかし、否決された場合は、契約成立の条件を欠くものとなりますので、否決された場合はお支払いはできかねます。基本協定締結後、事業者が定められた期限の中でどのようなスケジュールで業務を行われるかは、事業者のご判断となるものと考えます。</p>
<p>「建物引渡後の建物の維持管理責任は県となるはずだが、…」との質問に対し、「県が求める維持管理状態を保つ責任は事業者が負担します。」との回答だった。 「修繕」と「維持管理状態を保つ」ことは密接な関係であるが、例えば県が予算措置等の関係で「修繕」を行わないことにより、事業者が県が求める維持管理状態を保つことができない等の状況においては、その責任は県が負担すべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>修繕については、基本的には提案された長期修繕計画に基づき「維持管理業務に関する付属契約」の一部として、別途契約をいたします。その際には協議を行いますが、県の一方的な理由により適切な修繕が行えなかった場合は、その責任は県が負担いたします。</p>
<p>交通処理計画について、県警や道路管理者と未協議との回答がありますが、優秀案等が選定後、配置等の変更を余儀なくされ、スケジュール等に影響が出た場合のリスク負担も事業者側ですか。また、その結果選定事業者が変更になる場合もあるのでしょうか。</p>	<p>事業者の負担と考えております。後段については想定しておりません。</p>
<p>本大学の学科プログラム上、危険な実験が原因で建物の損壊や人身事故の責任は県が負担するのか。</p>	<p>施設として想定すべき機能を超えたものについては、ご質問のとおりと考えております。</p>
<p>建物に瑕疵があり、適切な対応が行われない場合、割賦料の遅延、減額の可能性があるとしていますが、この場合の瑕疵の判定基準は何でしょうか？県側の一方的な基準では困りますので、客観的な判定ができるようにしていただきたい。</p>	<p>瑕疵かどうかの判断は、その発見時に協議することになります。</p>

質問事項	回答
隠れた瑕疵の担保責任の担保期間は。	瑕疵担保期間は、10年間とします。瑕疵かどうかの判断は、その発見時に協議することとなりますが、経年劣化によるものは当然瑕疵ではないので、事業者にとって過大なリスクではないと認識しています。
消費税の税率変更リスクは、県の負担と考えてよいか。	ご質問のとおりと考えております。
法令の変更等により、本事業の基本契約、付属契約に関連して税金等の負担が増大し、事業の運営に大きな影響を与える事態が発生した場合、県の負担について協議することは可能か。(法人税等の利益に対してかかる税金を除く)税制の変更等は、事業者のコントロールできないリスクであり、本事業は30年という超長期に及ぶため将来どのような負担が発生するか予想できない。事業者が安定して質の高いサービスの提供を30年間行うためには、必要に応じて県の負担増について協議できるような措置が必要だと考えますが、この点についての県の考え方を聞きたい。	基本的には募集要項の記載のとおり、事業者の負担と考えておりますが、法令の変更が事業に大きな影響を与え、事業の継続性が損なわれるような場合には協議に応じます。
保険に関するリスクは事業者が負担するとの考え方を示しているが、事業者が付保すべき保険の種類と金額等については、県と事業者で協議して決めるのか。具体的に県が付保すべきと考える保険があれば示してほしい。	質問回答書(第1回)のp.20の13、14番目の回答を参照して下さい。
瑕疵担保責任は債権譲受者ではなく、事業者にのみ遡及されることでよいか。	基本的に、事業主体の変更に伴う契約の地位の譲渡による債権譲渡の場合は、譲受人は承継します。

(6) 事業の実施に関する事項

① 設計・施工に関する事項

数量調書は提出図書に含まれるか	含まれません。
別途発注する設計・施工・備品の搬入(情報システムを含む)に対する協力について:備品の搬入に対する協力というのは、具体的にどのようなことをお考えなのかご教示願いたい。	本大学については、専門性の高い備品が整備されることから、設計・工事・搬入を行うにあたって必要な協力、配慮をお願いする趣旨です。

質問事項	回答
別途発注する設計・施工・備品の搬入(情報システムを含む)に対する協力について:情報システムについては県が別途発注すると認識しておりますが、このこととの関連で、建築関連の部分の業務の範囲を具体的にお示し願いたい。また、県の情報システムの構成によっては、設計業務等との調整もでてくると思われるが、どのように対応すればよいかお教え願いたい。	情報システムに関連して事業の範囲としておりますのは、配線を行うのに必要な設備スペースの確保、配管用の管の設備等です。配線工事そのものは、別途発注する予定ですが、設計・工事・機器搬入にあたって県が検討する情報システムにとの関係に十分配慮をお願いする趣旨です。

②維持管理に関する事項

「維持管理業者の入れ替え」とは、維持管理業務の競争入札への切り替えや県の指名業者への変更等、県主導のものか、それとも事業者による仕様達成のために講ずる任意の一手段か。	県が競争入札により、直接、維持管理を行う業者と契約を締結することは想定しておりません。県にとっては、維持管理の要求水準が達成されれば良いことであり、そのため要求水準が達成されない場合には、維持管理業者の入れ替えを指示することもありえます。
---	---

(7)契約に関する事項

①契約等の概要

第1回、第2回の質問事項に対し、第2回の回答でも検討中等回答がなされていない事項がある場合は、いつ頃までに最終回答をする予定か	回答可能なものは極力早い時期に行うよう作業中です。
提案書を作成するに当たり、基本協定、基本契約、付属契約の内容を熟知することは非常に重要であると考えている。これらの骨子については、提案書提出前の早いタイミングで提示されると理解してよいか。	提案提出までのなるべく早い時期に契約案の骨子をご提示することを予定しています。
各種契約書の内容開示時期は優秀提案の選定後とあるが、県から「県にとって有利な片務契約」が各種契約案として提示されたことにより、選定された業者にとって契約が締結困難、契約断念となった場合、県からの補償はあると認識してよいか。	応募段階においては、費用は応募者の負担としております。
事業会社の変更に関する適法な手続きという表現の意味は、“契約の中でこのような交代の手続きの手順を規定するので、これによれば可能”という意味に解釈してよろしいか。	社会慣習上、合法的なものであれば可能という意味ですが、権利義務一体として譲受者に移転することに留意した上でご検討下さい。

質問事項	回答
<p>「県と契約した『事業会社…』が建物所有権移転後に代わることは可能か…」との質問に対し、「適法な手続きによるものであれば可能です」との回答です。一方、質問回答書p.18の7番目の質問回答には、「提案提出以降の変更は原則としてないものとして考えております。」とある。これらは、所有権移転まではあらかじめ特定目的会社設立の有無について明確にしなければならないが、所有権移転後については提案時に明確にしておく必要がないと理解してよいか。また、要項上は所有権の移転後は債権譲渡が可能とあるが、本質問における回答である所有権移転後に「代わる(=契約上の地位の継承)」とは意味が異なると思われるがいかがか。債権譲渡とは譲渡担保に限定されるのか。</p>	<p>あらかじめ県の承認を得た適法な手続きによるものであれば、事業会社をSPCに変更することも可能ですが、権利義務一体として譲受人に移転することに留意して下さい。</p>

(8)参加協力金

<p>基本協定を結んだものが、その後、基本契約を結ぶことができないときは、事業者は参加協力金をもらうことはできないのか。</p>	<p>お支払いは不可能です。</p>
--	--------------------

(9)その他

<p>技術提案する中で、条例等神奈川県および横須賀市等及びインフラ関係会社と与条件監理の為打ち合わせ等が必要だと思いが、各々に物件名等話をよいか。</p>	<p>必要に応じて物件名等をお話いただくことは結構です。</p>
<p>必要に応じてご調査くださいとの回答が、多々見受けられますが、調査のため窓口に出向いた際、先方より事務局からの承認行為として、本質問回答書等ではなく、承認印を要求された場合、事務局にて即時の対応はしていただけますか。</p>	<p>即時に承認印等の対応をすることは困難ですが、円滑に調査等が行えるよう配慮いたします。</p>
<p>街づくり協定等の制約について、事業者の判断で窓口と協議をしても構わないでしょうか。</p>	<p>必要に応じ行っていただいても結構です。</p>
<p>当該地周辺に建築予定の建物で県が認識しているものがあればご教示いただきたい。また、提案前に、周辺の建物計画について、県及び市と協議することは可能と認識してよいか</p>	<p>把握しておりません。必要に応じて調査等を行ってください。</p>
<p>開校年以降における敷地周辺の状況を予測するため、周辺において現在計画中の建物について(工事中のものも含む)、把握されている範囲内で概要情報(用途、階数、配置など)をいただくことはできますか。また、今後、敷地周辺において、さらなる埋めたてが行われる予定はありますか。</p>	<p>把握しておりません。</p>
<p>対象建築物は「環境・エネルギー優良建築物」として取り扱い申請するのでしょうか？また省エネルギー性能はレベル2の設定としますか？</p>	<p>申請はいたしません。</p>

質問事項	回答
大学認可申請スケジュールの中で文部省の実地審査が平成14年10月頃に行われると思います。その時点における工事の進捗状況は出来高などを指標にした場合、何%程度と考えておけばよいか。また厚生省の実地審査は竣工後に行われると思うが、現時点において厚生省審査時期を何年何月頃と想定しておけばよいか	文部省の10月時点の実施調査は、開学スケジュールと建設等の進捗状況を確認するために行うものです。なお、進捗の目安は80%程度と聞いております。また、厚生省の実地審査についても関係規定に基づき行われると思いますので、ご協力をお願いします。
VFMの試算については国の基本方針が発表された後、公表予定とあるが、提案の前には、公表されると認識してよいか。	国の基本方針に従って対応します。
事業期間における県の財務状況等信用調査資料は、一般に公開されている資料の他に提示できるものはあるか	一般に公開されている資料等によりご判断ください。
県内業者使用について:参加表明時、施工者・構成員に参加させる必要がありますか。又、設備・電気工事業者も県内業者使用が必要でしょうか。	特に明示の必要はありません。
工事単価について 従来型の公共工事で自治体より指導された県単価は、地元企業の育成に一定の効果を持っていたと考えますが、今回の事業の実施中、県単価の採用指導はありますか。	県単価の採用は考えていません。

(10) 提出書類・作成要領

① 提案時の提出

技術提案書のうち、「ア.設計図面(配置図から日影図まで)」は着色不可、「イ.透視図」は着色可とのことですが、「ウ.設計・建設企業の状況」「エ.設計説明書」「オ.各種記載書類」についての着色は可でしょうか、不可でしょうか。(説明用のスケッチ等の着色の可否)	基本的に着色は不可とします。ただし設計説明書のスケッチ等では最小限の着色は結構です。
本要項の中で提出することになっているもの以外の資料は、審査の対象外となっているが、本要項で提出することになっているもの以外の物を提出しても、その事を原因として失格となることはないかと認識してよいか。	失格となることはありません。
本要項で提出することになっているもの以外の資料は審査の対象外とするとされているが、様式集8~11のファイナンス面の提案書において日本政策投資銀行融資がつく場合とつかない場合では、スキーム、スプレッドがかなり変わってくると思われるため、両方のケースの提案をした場合、どちらかは審査の対象外となるのか。対象外とすれば、どちらの提出物が対象外となるのかご教示願いたい。	現時点に置いては、募集要項記載のとおりの方の提案を行って下さい。日本政策投資銀行におけるPFI事業融資制度は、金利リスク回避の観点からも活用すべきものと認識しておりますが、同融資制度は現在のところ、予算要求の段階にあります。同行の融資制度につきましては、予算案確定後、対応可能な融資制度の概要及びこれに関する資金調達のお考え方をお知らせする予定です。

② 作成要領

技術提案書、ア.設計図書(ウ)立面図で「2枚、各種1面」とありますが、レイアウトによっては設計図書の枚数の増減は可能ですか。	規定の枚数とします。
--	------------

質問事項	回答
立面図・断面図の枚数は建物の特徴に応じて各1面以上提出してもよろしいですか。	規定の枚数以内であれば構いません。
技術提案書には日影図が含まれています(要項22頁)が、何時間のものか指定はありますか。また、日影規制はないとしても、おおよその目安としてどの程度の日影ラインならば許容範囲であると想定されていますか。	日影の規定については、募集要項の12ページ③設計要件 ア.(キ)のとおりです。
日影図は冬至でGL=4.0m、日影時間図と等時間日影図双方とも必要ですか。	必要です。
業務内容によってそれぞれインフレ率の根拠となる指数(例:卸売物価指数等)が異なると理解している。「インフレ率1%」とは何種類かの指数の全てについて当面1%と仮定すると考えればよいか。あるいはこの1%を維持管理費の総額に対してと考えてよいか。	維持管理費の総額に対してと考えています。
上昇率とインフレ率1%の違いは。	インフレ(物価上昇)以外の要素が想定される場合を上昇率と定義しています。
模型は一切受け付けないという表現は、模型提出は不可ということと認識してよいか?また、模型を提出した場合には、要領違反ということで審査対象から外れ、選定対象外となると認識してよいか? 仮に、模型のみが対象外ということであれば、「一切受け付けない」という表現にもかかわらず、模型を提出したグループが選定された場合には、模型提出を断念したグループからのクレームが生じると思われるが、どうお考えか?	模型については一切受け付けません。模型提出は不可です。
維持管理料の提示は内税か、それとも外税か。	外税で表示をお願いします。
第1回質問回答書には、『室名等一般的に書き込む文字以外は、設計説明書に記載してください。』(28頁)とありますが、コンセプト示すキーワードや矢印などの記号、ダイヤグラムなども書き込んではいけないのでしょうか。	入口、方位などを表す矢印は構いませんが、キーワードは図面に必要ないため、書き込みは禁止します。
第1回質問回答書には、『様式-22の面積表は棟別となっております。1枚でおさめるようにしてください。』(29頁)とありますが、枠は7棟分しかありません。たとえば、棟別になっているのをエリア別にするなど、分類の仕方を変えることは許されますか。	7棟以上になる場合は、枠を増やして結構ですが、1枚で収めてください。

質問事項	回答
「初年度の見積り金額を平成15年度の数額としてあるのは、平成15年度価格で積算するという意味に理解してよいか」との質問に対し、「応募者において適切と思われる金額を記入してください」との回答だった。事業開始以降は、基準となる指標を設定しそれに連動する方向を検討しているとのことだが、提案時点から事業開始まで約3年のタイムラグがあることを勘案するに、本ルールを提案時点から活用すべきと考えるが、いかがか。(提案はあくまで提案時点の数額で、平成15年度の事業開始時は指標に基づき変更する。)	提案は、あくまで提案時点の数額であると考えています。提案時点で提示された金額を基に、平成15年度時点で修正を行い、金額を確定するものと考えています。
技術提案書における(ア)～(ク)までの図書は、カラー刷りとする事は可能ですか。上記は、才各種記載書類の項の(ア)全体面積～(ク)工事費概算見積書までのことを言っているのかご指示ください。	ア設計図面、ウ設計建設企業の状況、オ各種記載書類はカラー刷りは不可とします。

2 設計・建設条件

塩害指定地域(東京電力による)とある。JASS5の「海岸地域にある鉄筋コンクリート造建物」に該当しないが、建物の高耐久性を目指したものとすべきと解釈してよいか。	そのとおりです。
地質調査報告書の閲覧方法を具体的にご提示願いたい。	提案募集要項の説明会において申し上げたとおり、11月9日(山下町分庁舎)及び11月22日(日本大通り7ビル)に閲覧の機会を設けたところです。
入手の測量図が不鮮明の為、造成レベル等が不明。鮮明なデータをご提示ください。	申し出があればデータを提供します。窓口は県建築工事課です。
④塩害の中で東京電力の「塩害指定地域」の詳細をお知らせ下さい。	機材等の指定に関しては、東京電力との協議として下さい。
今回大学は、民間事業者が建設するものの、建設後は神奈川県に譲渡されるものであることから、都市計画法第29条第4号の規定により、設計内容にかかわらず開発行為の許可は不要と考えておりますがよろしいでしょうか。	今回の事例では、県ではなく、決定事業者のたが申請名義人になる旨、横須賀市に確認済みです。
埋め立て事業に関する、施工状況、及び各種施工データについての問い合わせ先をご提示ください。	窓口は横須賀市海辺ニュータウン課です。ちなみに、埋め立て前は前回お示した護岸以外は海、埋め立てた土は別紙の受け入れ基準をクリアした公共工事の建設残土で、廃棄物はないとのこと。土の種類等については建設・設計条件の地質調査報告書(抜粋)をご参照ください。
建物等要件以外の施設計画をすることは可能ですか。	建物等要件以外の機能付加のための施設計画は可能です。

質問事項	回答
メインストリート、ノースストリート等の表現があるが、これは何に基づく表現なのか教えていただきたい。また、県もメインストリートと書かれている通り、メインと考えていると認識してよいか	「設計・建設条件」P4の「メインストリート」の表現は、海辺ニュータウン地区地区計画上の名称です。道路幅、京急横須賀中央駅、京急安浦駅からのアプローチを考慮して原則正門位置を南東側16m道路もしくは北西側25m道路としていることは募集要項記載のとおりです。

3 仕様書

(1) 配置計画

街づくりデザイン計画のなかで南西側の現状道路が形状変更されるように見受けられるのですが計画に考慮する必要がありますか。また通り抜けが表現されていますがその位置の規定があるのですか。	南西面の将来を考慮する必要はありません。又通り抜けの位置の規制はありません。
--	--

(2) 施設計画

精密機器室・電子顕微鏡室における各機器の振動に関する床設置条件をご提示下さい。	以下の条件を満足して下さい。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>振動数</td> <td>振幅</td> </tr> <tr> <td>5Hz以下</td> <td>0.4 μ mp-p以下</td> </tr> <tr> <td>5~10Hz</td> <td>1 μ mp-p</td> </tr> <tr> <td>10Hz以上</td> <td>3 μ mp-p以下</td> </tr> </table>	振動数	振幅	5Hz以下	0.4 μ mp-p以下	5~10Hz	1 μ mp-p	10Hz以上	3 μ mp-p以下
振動数	振幅								
5Hz以下	0.4 μ mp-p以下								
5~10Hz	1 μ mp-p								
10Hz以上	3 μ mp-p以下								
⑧、⑨：精密機器室、電子顕微鏡室は別基礎として1Fに配置するのが望ましいとありますが浮床構造等で1F以外としても宜しいでしょうか。	振動が機器に伝わらないようにできる機能を満足できればかまわないのですが、現時点では顕微鏡の荷重を特定できないため、仕様書のような記載としたものです。浮床構造として1F以外に配置した場合は、荷重によっては提案後に変更を求めることがあります。								
基礎医学実習室におけるシールドルームの仕様をご提示下さい。	質問回答書(第1回)の回答を参照して下さい。								
運動生理学研究室のシールドの内容、グレードについてお知らせ下さい。	質問回答書(第1回)の回答を参照して下さい。								
外構計画の中に、外部リハビリスペースの設定がないが外部リハビリの研修等に特定の設定は不要と考えてよいか。	外部リハビリスペースを特別に設定することは参考に提示した条件の中では想定しておりませんが、外構計画の中で設定できるのであれば、ご提案をお願いいたします。								
ソフトボール場やテニスコートに観覧席は不要か。	敷地面積、緑被率等の条件から厳しいのではないかと考え、参考にお示した資料では想定しておりません。諸条件をクリアした上でご提案いただけるのであればかまいません。								
視聴覚室のビデオプロジェクターはリア方式以外でも構いませんか。	仕様書に記載の内容通り、リア方式として下さい。								
各建物の外壁仕上げが「板磁器質タイル打込み…」となっていますが、PC版打込みタイルなどが前提ですか。「タイル貼」は認められませんか。	仕上げ表は、参考資料となっておりますので、同等以上であれば結構です。								

質問事項	回答
壁仕上げ欄の「クロス貼」とはビニルクロスも含まれますか。	含まれます。
交流プラザの用途について具体的な計画があれば指示してほしい。	現在想定しているのは、仕様書1ページ記載分のとおりです。何らかの機能付加等ができるのであればご提案願います。
売店の仕上げが参考としてあげられています。内装まで建築工事に含まれますか。	含まれます。
情報実習室、LL教室の床はOAフロアにビニルシートとなっていますが、配線の更新においてはタイルカーペット等の方が適当と思われる。ビニルシートにする必要性がありますか。	タイルカーペットと同等以上として下さい。
食品加工実習室、準備室は塗膜防水仕様となっていますが、1階配置の必要性がありますか。	諸室関係資料記載のとおり床排水とし、1階に配置することが望ましいのですが、床排水を想定しないなら、1階配置の必要はありません。
微生物実験無菌室はクラス10000相当と「諸室関係資料」に書かれていますが、壁、天井仕上げは適宜変更してもよろしいですか。	変更しても差しつかえありません。
食品庫の床は塗膜防水仕様となっていますが、床排水が必要ですか。	必要ありません。
食品庫は「諸室関係資料」で業務用冷蔵庫が入るようになっていますが、仕上げが必要でしょうか。	「諸室関係資料」に記載の通り、面積を60㎡想定しており、業務用冷蔵庫の設置部分以外のスペースがあります。よって、仕上げは必要です。
一時ゴミ置場は床排水の必要性がありますか。	必要です。
バイク駐車場の確保について考慮しなくてよいのか。	横須賀市の違法駐車等の防止に関する条例等を勘案し、考慮してください。
「(5)サイン計画」の記述では、県の提示条件がはっきりしません。もう少し具体的な条件を提示していただけないでしょうか。	サインは①外構に全体配置(キャンパス計画)②建物内部に各階に存在する諸室及び各階ごとの平面配置③部屋ごとのネームプレートを設置し、④「福祉の街づくり条例」も勘案して点字表示等も行うことなどにより、はじめての来訪者も容易に目的場所に到達できるだけの機能を想定しています。例としては、総合案内、掲示板、誘導表示、室名表示、階数表示、カウンター表示、多目的スタンドなどです。
調理実習室A及びBについて:調理実習室A及びBの説明は、所属学科の特質上逆とも考えられますがいかがでしょうか。	調理実習室Bについては、看護系の科目における使用も想定したため特に「入院食等」の記述を行ったものであり、調理実習室A、Bとも同等の機能を有するものとしてお考えください。
厨房は湿式、乾式どちらで計画すればよろしいでしょうか。ご指示願います。	お示した仕上表を参考に計画してください。

(3) 設備仕様書

グランド散水、及び冷却塔補給水として雨水の利用を計画してよろしいでしょうか。	ご自由に雨水利用を計画してください。
--	--------------------

質問事項	回答
洋風大便器と和風大便器の比率について特に指定はございますか。ないようでしたら1:1の比率で差し支えございませんか。	おおむね洋風大便器とし複数大便器のある場合は各トイレごとに和風大便器を最低1つを計画してください。
敷地外に消火栓がありますが、防火水槽との兼用はよろしいですか。また、必要設置個数、及び水源容量はどの程度となるかご指定があればが指示願います。	横須賀市消防局との協議によります。
将来CATVが引き込める方式とありますが、CATV引き込み位置及び形態(地中又は架空)を御指示ください。	引き込み位置は未定ですが、形態は地中式としてください。
設備仕様に、各々「原則として」とありますが、提案によって同等以上となる仕様に変更しても良いと解釈してもよろしいでしょうか。また「原則として」のただし書きの無い場合にはどのように解釈すればよろしいでしょうか。	仕様書、設備概要書に具体的に示した機器仕様は指定通りに計画してください。
特殊排水(現像液など)は、各所回収方式とし、特殊排水処理槽などは不要と考えてよろしいでしょうか。	実験に使用した薬液などの1次特殊排水は各所回収処理とし、また2次洗浄水などは特殊排水処理槽を介して下水道法上適切に排水するように計画してください。
各実習室内の洋式トイレにはウォシュレットなどの設備を設置する可能性はありますか、	仕様書のとおり計画してください。
排水処理施設については本工事に含まれると考えてよろしいですか。	仕様書のとおり計画してください。
エレベーターの昇降速度の指定はありますか。	指定いたしません。
電話交換機、映像・音響機器など技術革新が著しい機器類はリース扱いで設置可能でしょうか。	別途リースにすることは想定しておりません。
(リハビリテーション学科)水治療法治療室は床排水の為1Fに配置すると記されていますが絶対条件ですか。	1階に計画してください。
床排水が望ましいため1Fに配置する事が望ましいという実習室について機能上(給排水、防水上)特に問題がなければ1F以外としても宜しいでしょうか。	ご質問のとおりですが、極力1Fに配置するよう計画してください。

(4)維持管理仕様書

「外部の木部、その他は7年に一回は塗り替えをする」とあるが、内部の木部の間違いではないか。	ご指摘のとおり誤りであり、「内部の木部」と読み替えてください。
「警備は24時間行う」の24時間とは、重要な室はカードリーダー等で入退室管理を行い、無人のときはセンサーで警備するというシステムか。それとも、P77にあるように、24時間1人以上の警備員を置くということか。	設備についてはセンサー、配管及び配線を想定し、人については「24時間一人以上」を想定しています。
保安警備業務に関連して、24時間1人は警備員を置くものとすると思いますが、1人とは人員ではなく1ポストの判断でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。